



錦秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。10月半ばの事務所のお休みでは、ご迷惑をお掛け致しました。鍋物の美味しい季節となりましたね。

## 重要情報

### 1. マイナンバー、届きましたか？

個人番号が10月～11月にかけて住民票世帯ごとにご送付されます。勤め先への提出、申告などの行政手続きで一生使います。いっぽう法人番号も10/22以降順次発送され、国税庁HPで商号や本店所在地とともに10/26から公開されます。

### 2. 国際取引の消費税課税がスタートしました

H27.10以降、海外から買ったコンテンツサービスにも消費税が課されます。例えばネット広告の一つGoogleアドワーズはシンガポールから提供されるサービスなので、利用した事業者が利用料の消費税をGoogleに代わって申告納付します。

### 3. ふるさと納税ワンストップ特例について

H27.4以後のふるさと納税からは、①ふるさと納税以外での確定申告不要、②寄付した地方団体が5以内、の条件で申告を省略できます。ただし、医療費控除などで申告をする方はこれまで通りふるさと納税も申告します。

## 11月のイベント

- ・保険料控除証明が届きます  
(年末調整用)
- ・個人所得稅第2期予定納付
- ・個人事業稅第2期分納付

## 税金マメ知識

今回は税務調査のお話です。平成25年より税務調査手続きが改正され、全体的には納税者側を配慮する格好となりました。

○原則的に事前通知、抜打ち調査・日程上の不都合は延期可能、○調査理由の説明、身分証等の提示の義務、○調査に関係ない質問検査は拒否可能、必要かどうか説明求めてOK、○適切な立会人は税理士以外も可、○預り証なしに資料の持帰り不可、許可なき侵入押収は憲法違反、○調査後問題があれば任意の修正申告の勧奨⇒更正決定処分、処分の場合は詳細な理由を文書で通知…いっぽう調査官の質問検査権も法令で保護され、理由なく拒絶すると罰せられます。質問検査対象は帳簿書類PCサーバーにおよび、直前のメール削除(たいてい復元される)は偽装隠蔽重課です。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バツ)



【番外編】遅めのお盆+SWを頂戴して、文豪ヘミングウェイが愛した島国を訪れました。「偏屈な独裁者に支配された危険な社会主義国」という先入観が吹き飛びました。この国の教育や社会インフラのレベルは高く、人々は真面目で優しくオープン。かの議長も理解しがたい危険人物ではなく、クセあれど信念を持った同族会社の創業社長という印象です。美しい自然に囲まれたカリブ海の真珠でした。

## ☆事務所からの連絡☆

年末調整をするお客さまは、対象従業員に、①保険料控除の用紙記入と証明書提出、②翌年分の扶養の用紙(年末時点の扶養状況を記載)をご依頼ください。

## 晩酌のじかん

10月半ばは年に一度の家族旅行に行きました。旅先のヒントはバルカディ・モヒートです。これから来年の初夏まで繁忙期です…ところで、11月から事務所に新たな女性スタッフが加わります。若いコなのでお手やうらかに。晩酌中、お客さんは優しいけどアントが心配だと、釘を刺されました。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red